

(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記	○	○
#	#	了	小正 9セ	○	○

令和 2 年分
(令和 年 月 日開催分)

- (ふりがな)
- 1 政治団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の氏名
- 4 会計責任者の氏名

(こんどうようすけとじだいをつくるかい)
近藤洋介と次代を創る会

〒992-0014
山形県米沢市鍛冶町4545

近藤洋介

菅井源三郎

政治団体の区分

政党

政党の支部

政治資金団体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 **近藤洋介**

公職の種類 **衆議院議員 (現(候))**

事務担当者の氏名 **近藤珠実**

電話番号 **0238-23-5809**

資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 **衆議院議員 (現(候))**

資金管理団体の届出をした者の氏名 **近藤洋介**

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	5,618,256
(前年からの繰越額)	568,234
(本年の収入額)	5,050,022
支 出 総 額	4,927,181
翌年への繰越額	691,075

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0 人

(2) 寄 附		
ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	5,050,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	5,050,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	5,050,000	

(その6)

(6) その他の収入			
摘	要	金 額	備 考
こ の 頁 の 小 計		0	
1 件 10 万 円 未 満 の も の		22	
合 計		22	

(注) 1 件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して記載して下さい。

(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分 ①. 個人 2. 法人・その他の団体 3. 政治団体			
寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
近藤 洋介	2,000,000	R2.2.20	山形県米沢市舘山1-1-137-36	会社役員	
近藤 洋介	1,000,000	R2.5.11	山形県米沢市舘山1-1-137-36	会社役員	
<計>	3,000,000				
近藤 宏子	1,000,000	R2.8.11	東京都新宿区弁天町65 メゾン牛込202	無職	
<計>	1,000,000				
齋藤 榮助	180,000	R2.12.25	米沢市中央1-7-30	会社役員	
<計>	180,000				
嶋貫 仁一	120,000	R2.12.21	山形県米沢市西大通1-1-53	会社役員	
<計>	120,000				
和田 廣	120,000	R2.12.15	山形県南陽市若狭郷屋860	会社役員	
<計>	120,000				
加藤 英樹	150,000	R2.12.23	米沢市東2-5-83	会社役員	
<計>	150,000				
網代良博	360,000	R2.12.25	米沢市金池5-12-22-306	会社役員	
<計>	360,000				
この頁の小計	4,930,000				
その他の寄附	120,000				
合計	5,050,000				

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。

(注2) 寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。

(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又政治団体の寄付者の区分ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	528,000	
(2) 光熱水費	261,364	
(3) 備品・消耗品費	333,585	
(4) 事務所費	3,034,955	
小計	4,157,904	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	269,277	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	500,000	
(6) その他の経費	0	
小計	769,277	
合計	4,927,181	

全国団体用

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分				光熱水費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考	
電気・水道料金R1.11～R2.5月分	129,744	R2.6.19	米沢ヤクルト販売(株)	米沢市窪田町窪田字中谷地3512	振込	
電気・水道料金R2.6～R2.10月分	111,342	R2.12.11	米沢ヤクルト販売(株)	米沢市窪田町窪田字中谷地3512	振込	
この頁の小計	241,086					
その他の支出	20,278					
合計	261,364					

(注1) 5万円以上（国会議員関係政治団体は1万円超）の支出はすべて個別に記載し、5万円未満（同1万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			
		備品・消耗品費（備品費）			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	14,520				
合計	14,520				

(注1) 5万円以上（国会議員関係政治団体は1万円超）の支出はすべて個別に記載し、5万円未満（同1万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。
(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分				備品・消耗品費（消耗品費）
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考	
トータルサービス料金	38,052	R2.1.20	山形ゼロックス(株)	山形市鉄砲町2丁目17-48	引落	
トータルサービス料金	72,717	R2.2.20	山形ゼロックス(株)	山形市鉄砲町2丁目17-48	引落	
トータルサービス料金	10,898	R2.3.23	山形ゼロックス(株)	山形市鉄砲町2丁目17-48	引落	
トータルサービス料金	13,865	R2.4.20	山形ゼロックス(株)	山形市鉄砲町2丁目17-48	引落	
トータルサービス料金	11,831	R2.5.20	山形ゼロックス(株)	山形市鉄砲町2丁目17-48	引落	
トータルサービス料金	13,834	R2.6.22	山形ゼロックス(株)	山形市鉄砲町2丁目17-48	引落	
トータルサービス料金	20,974	R2.7.20	山形ゼロックス(株)	山形市鉄砲町2丁目17-48	引落	
トータルサービス料金	11,184	R2.11.26	山形ゼロックス(株)	山形市鉄砲町2丁目17-48	引落	
名刺印刷代	13,200	R2.11.26	デザインニング hara	米沢市桜木町2の55		
ガソリン代	37,813	R2.12.21	(株)大丸石油店	米沢市成島町3丁目2780-5	引落	
この頁の小計	244,368	(注1) 5万円以上(国会議員関係政治団体は1万円超)の支出はすべて個別に記載し、5万円未満(同1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 (注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。				
その他の支出	60,857					
合計	305,225					

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		備品・消耗品費（定期購読料）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	13,840				
合計	13,840				

(注1) 5万円以上（国会議員関係政治団体は1万円超）の支出はすべて個別に記載し、5万円未満（同1万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。
(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分				事務所費（賃借料）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考		
1月分家賃、共益費	88,400	R2.1.10	卯月不動産開発㈱	寒河江市中央一丁目8番51号			
複合機リース料	18,252	R2.1.27	日立キャピタルNBL㈱	東京都港区西新橋1丁目3-1	引落		
家賃	50,000	R2.1.27	米沢ヤクルト販売㈱	米沢市窪田町窪田字中谷地3512	引落		
2月分家賃、共益費	88,400	R2.2.12	卯月不動産開発㈱	寒河江市中央一丁目8番51号			
家賃	50,000	R2.2.25	米沢ヤクルト販売㈱	米沢市窪田町窪田字中谷地3512	引落		
複合機リース料	18,252	R2.2.27	日立キャピタルNBL㈱	東京都港区西新橋1丁目3-1	引落		
3月分家賃、共益費	88,400	R2.3.10	卯月不動産開発㈱	寒河江市中央一丁目8番51号			
倉庫家賃	33,000	R2.3.11	ジェニス㈱	米沢市直江石堤3770	振込		
家賃	50,000	R2.3.25	米沢ヤクルト販売㈱	米沢市窪田町窪田字中谷地3512	引落		
複合機リース料	18,252	R2.3.27	日立キャピタルNBL㈱	東京都港区西新橋1丁目3-1	引落		
輪転機リース料	20,064	R2.4.7	日立キャピタルNBL㈱	東京都港区西新橋1丁目3-1	引落		
4月分家賃、共益費	88,400	R2.4.10	卯月不動産開発㈱	寒河江市中央一丁目8番51号			
複合機リース料	18,252	R2.4.27	日立キャピタルNBL㈱	東京都港区西新橋1丁目3-1	引落		
家賃	50,000	R2.4.27	米沢ヤクルト販売㈱	米沢市窪田町窪田字中谷地3512	引落		
5月分家賃、共益費	88,400	R2.5.8	卯月不動産開発㈱	寒河江市中央一丁目8番51号			
この頁の小計	768,072	(注1) 5万円以上(国会議員関係政治団体は1万円超)の支出はすべて個別に記載し、5万円未満(同1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 (注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。					
その他の支出							
合計							

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分				事務所費（賃借料）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考		
倉庫家賃	33,000	R2.5.15	ジュニス(株)	米沢市直江石堤3770	振込		
家賃	50,000	R2.5.25	米沢ヤクルト販売(株)	米沢市窪田町窪田字中谷地3512	引落		
複合機リース料	18,252	R2.5.27	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1丁目3-1	引落		
6月分家賃、共益費	88,400	R2.6.9	卯月不動産開発(株)	寒河江市中央一丁目8番51号			
家賃	50,000	R2.6.25	米沢ヤクルト販売(株)	米沢市窪田町窪田字中谷地3512	引落		
複合機リース料	18,252	R2.6.29	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1丁目3-1	引落		
7月分家賃、共益費	88,400	R2.7.10	卯月不動産開発(株)	寒河江市中央一丁目8番51号			
複合機リース料	18,252	R2.7.27	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1丁目3-1	引落		
家賃	50,000	R2.7.27	米沢ヤクルト販売(株)	米沢市窪田町窪田字中谷地3512	引落		
8月分家賃、共益費	88,400	R2.8.7	卯月不動産開発(株)	寒河江市中央一丁目8番51号			
家賃	50,000	R2.8.25	米沢ヤクルト販売(株)	米沢市窪田町窪田字中谷地3512	引落		
複合機リース料	18,252	R2.8.27	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1丁目3-1	引落		
9月分家賃、共益費	88,400	R2.9.10	卯月不動産開発(株)	寒河江市中央一丁目8番51号			
家賃	50,000	R2.9.25	米沢ヤクルト販売(株)	米沢市窪田町窪田字中谷地3513	引落		
複合機リース料	18,472	R2.10.12	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1丁目3-1	引落		
この頁の小計	728,080	(注1) 5万円以上(国会議員関係政治団体は1万円超)の支出はすべて個別に記載し、5万円未満(同1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 (注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。					
その他の支出							
合計							

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	事務所費（賃借料） 支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
10月分家賃、共益費	88,400	R2.10.14	卯月不動産開発㈱	寒河江市中央一丁目8番51号	
複合機リース料	18,252	R2.10.27	日立キャピタルNBL㈱	東京都港区西新橋1丁目3-1	引落
倉庫家賃	16,500	R2.11.5	ジェニス㈱	米沢市直江石堤3770	振込
複合機リース料	18,252	R2.11.27	日立キャピタルNBL㈱	東京都港区西新橋1丁目3-1	引落
複合機リース料	18,252	R2.12.28	日立キャピタルNBL㈱	東京都港区西新橋1丁目3-1	引落
この頁の小計	159,656				
その他の支出	5,665				
合計	1,661,473				

(注1) 5万円以上（国会議員関係政治団体は1万円超）の支出はすべて個別に記載し、5万円未満（同1万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。
(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分				事務所費（通信費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考		
電話代	18,126	R2.1.6	東日本電信電話(株) 山形支店	山形市本町1丁目7-54	引落		
電話代	161,367	R2.1.8	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1丁目2-70	コンビニ		
電話代	12,962	R2.1.8	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1丁目2-70	コンビニ		
電話代	19,625	R2.1.8	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1丁目2-70	コンビニ		
電話代	19,808	R2.1.19	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1丁目2-70	コンビニ		
PC環境整備	66,100	R2.1.21	(株)ニューメディア米沢センター	米沢市春日4-2-75	領収書		
電話代	15,420	R2.1.27	ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1-9-1	引落		
電話代	14,990	R2.1.31	東日本電信電話(株) 山形支店	山形市本町1丁目7-54	引落		
電話代	15,350	R2.2.26	ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1-9-1	引落		
電話代	19,792	R2.2.27	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1丁目2-70	コンビニ		
電話代	11,570	R2.3.2	東日本電信電話(株) 山形支店	山形市本町1丁目7-54	引落		
電話代	30,489	R2.3.23	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1丁目2-70	コンビニ		
電話代	15,711	R2.3.26	ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1-9-1	引落		
電話代	11,376	R2.3.31	東日本電信電話(株) 山形支店	山形市本町1丁目7-54	引落		
電話代	15,351	R2.4.27	ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1-9-1	引落		
この頁の小計	448,037						
その他の支出							
合計							

(注1) 5万円以上（国会議員関係政治団体は1万円超）の支出はすべて個別に記載し、5万円未満（同1万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分				事務所費（通信費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考		
電話代	12,331	R2.4.30	東日本電信電話(株) 山形支店	山形市本町1丁目7-54	引落		
電話代	15,369	R2.5.26	ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1-9-1	引落		
電話代	11,079	R2.6.1	東日本電信電話(株) 山形支店	山形市本町1丁目7-54	引落		
電話代	17,055	R2.6.2	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1丁目2-70	領収書		
電話代	15,112	R2.6.15	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1丁目2-70	コンビニ		
電話代	15,357	R2.6.26	ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1-9-1	引落		
電話代	11,670	R2.6.30	東日本電信電話(株) 山形支店	山形市本町1丁目7-54	引落		
電話代	15,592	R2.7.27	ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1-9-1	引落		
電話代	13,527	R2.7.31	東日本電信電話(株) 山形支店	山形市本町1丁目7-54	引落		
電話代	15,425	R2.8.6	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1丁目2-70	コンビニ		
電話代	15,367	R2.8.26	ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1-9-1	引落		
電話代	15,250	R2.8.31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1丁目2-70	コンビニ		
電話代	12,328	R2.8.31	東日本電信電話(株) 山形支店	山形市本町1丁目7-54	引落		
電話代	18,463	R2.9.28	ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1-9-1	引落		
電話代	11,855	R2.9.30	東日本電信電話(株) 山形支店	山形市本町1丁目7-54	引落		
この頁の小計	215,780	(注1) 5万円以上(国会議員関係政治団体は1万円超)の支出はすべて個別に記載し、5万円未満(同1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 (注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。					
その他の支出							
合計							

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	事務所費(通信費)	備考
電話代	17,194	R2.10.1	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1丁目2-70	領収書
郵便料金	30,240	R2.10.23	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	領収書
電話代	11,665	R2.11.2	東日本電信電話㈱ 山形支店	山形市本町1丁目7-54	引落
電話代	16,803	R2.11.5	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1丁目2-70	コンビニ
電話代	16,347	R2.11.20	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1丁目2-70	コンビニ
電話代	12,542	R2.11.30	東日本電信電話㈱ 山形支店	山形市本町1丁目7-54	引落
電話代	16,135	R2.12.30	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1丁目2-70	コンビニ
この頁の小計	120,926				
その他の支出	125,449				
合計	910,192				

(注1) 5万円以上(国会議員関係政治団体は1万円超)の支出はすべて個別に記載し、5万円未満(同1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分				事務所費(事務管理費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考		
自動車保険	15,610	R2.1.27	損害保険ジャパン日本興亜(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	引落		
自動車保険	15,610	R2.1.27	損害保険ジャパン日本興亜(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	引落		
自動車保険	15,610	R2.2.26	損害保険ジャパン日本興亜(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	引落		
ごみ収集処分料	99,000	R2.3.11	(有)マルゲン清掃	村山市楯岡荒町2-10-17	振込		
自動車保険	15,610	R2.3.26	損害保険ジャパン日本興亜(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	引落		
自動車保険	15,610	R2.4.27	損害保険ジャパン日本興亜(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	引落		
自動車保険	15,610	R2.5.26	損害保険ジャパン日本興亜(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	引落		
税理士報酬	55,000	R2.6.16	税理士 熱田稔敬	東京都千代田区平河町1-5-13 平河町UTビル7階	振込		
自動車保険	15,610	R2.6.26	損害保険ジャパン日本興亜(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	引落		
自動車保険	15,190	R2.7.27	損害保険ジャパン日本興亜(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	引落		
自動車保険	15,190	R2.8.26	損害保険ジャパン日本興亜(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	引落		
自動車保険	15,190	R2.10.26	損害保険ジャパン日本興亜(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	引落		
自動車保険	15,190	R2.10.26	損害保険ジャパン日本興亜(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	引落		
自動車保険	15,190	R2.11.26	損害保険ジャパン日本興亜(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	引落		
自動車保険	15,190	R2.12.28	損害保険ジャパン日本興亜(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	引落		
この頁の小計	354,410	(注1) 5万円以上(国会議員関係政治団体は1万円超)の支出はすべて個別に記載し、5万円未満(同1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 (注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。					
その他の支出	108,880						
合計	463,290						

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		組織活動費(旅費交通費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
ETC	15,760	R2.2.17	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市区牛島町6-1	引落
ETC	24,810	R2.3.17	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市区牛島町6-1	引落
ETC	14,820	R2.5.18	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市区牛島町6-1	引落
ETC	13,420	R2.7.17	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市区牛島町6-1	引落
ETC	34,630	R2.8.17	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市区牛島町6-1	引落
ETC	30,890	R2.9.17	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市区牛島町6-1	引落
ETC	22,900	R2.10.19	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市区牛島町6-1	引落
ETC	21,910	R2.11.17	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市区牛島町6-1	引落
ETC	22,000	R2.12.17	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市区牛島町6-1	引落
この頁の小計	201,140				
その他の支出	21,837				
合計	222,977				

(注1) 5万円以上(国会議員関係政治団体は1万円超)の支出はすべて個別に記載し、5万円未満(同1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		組織活動費(渉外費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
町内費 お燈明料	12,300	R2.5.15	鍛冶町町内会	米沢市鍛冶町4573	
この頁の小計	12,300	(注1) 5万円以上(国会議員関係政治団体は1万円超)の支出はすべて個別に記載し、5万円未満(同1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 (注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。			
その他の支出	34,000				
合計	46,300				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分				寄附・交付金(寄附)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考		
寄附金	500,000	R2.2.20	近藤洋介後援会	米沢市鍛冶町4545			
この頁の小計	500,000						
その他の支出	0						
合計	500,000						

(注1) 5万円以上(国会議員関係政治団体は1万円超)の支出はすべて個別に記載し、5万円未満(同1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑して下さい。

(注) □が有の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 5 月 27日

政治団体の名称 **近藤洋介と次代を創る会**

会計責任者の氏名 **菅井源三郎**



代表者の氏名
(解散時のみ)



政治資金監査報告書

令和3年5月25日

近藤洋介と次代を創る会
代表 近藤 洋介 殿

登録政治資金監査人、**熱田 穂 敬**

登録番号 第3476号

研修修了年月日 平成22年2月12日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、近藤洋介と次代を創る会の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、近藤洋介と次代を創る会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国會議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国會議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かつた支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

近藤洋介と次代を創る会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、近藤洋介と次代を創る会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上